

4.2.4 国際交流

【評価項目 7-0-1】 国際交流（国内外における教育研究交流）

- （必須要素）国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性
- （必須要素）国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性
- （選択要素）国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況
- （選択要素）外国人教員の受け入れ体制の整備状況、運用の適切性
- （選択要素）教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性
- （選択要素）国際的な教育研究交流、学術交流のために必要なコミュニケーション手段修得のための配慮の適切性

<2003年度に設定した目標>

1. 大学院学生の国際交流の促進
2. 教員の国際交流の推進

（現状の説明）

現在、大学院学生が利用できる留学制度としては、①交換留学、②認定留学、③ランバス留学の3つの制度がある。

①の交換留学は、本学と協定のある外国の大学院への留学で、2005年4月現在、協定校は、延世大学（韓国）、吉林大学（中国）、蘇州大学（中国）、中山大学（中国）、アウグスブルク大学（ドイツ）、シドニー大学（オーストラリア）、ブリティッシュ・コロンビア大学（カナダ）、南デンマーク大学（デンマーク）の6カ国8校となっている。

②の認定留学は本学が認定した外国の大学院への留学である。

③のランバス留学は、前期課程修了以上で留学年度の4月1日現在満35歳以下のものが対象となり、最長2年間の留学ができる。

①②については本学を休学することなく留学できるが、③の場合、留学中は休学となる。それ以外の留学は私費での留学となる。法学研究科の大学院学生で、過去3年間にこれらの制度を利用して外国へ留学したものは、それぞれ、2002年度は私費留学1名、2003年度はランバス留学1名、私費留学3名、2004年度はランバス留学1名、私費留学1名となっている。他方、協定校から法学研究科への留学生の受け入れは、過去3年間で、2002年度に私費留学生1名、2004年度に交換留学生1名となっている。大学院学生を受け入れる協定校が学部学生受け入れ校に比べて少ないこともあって、本研究科から交換留学制度を利用して留学する大学院学生は多くなく、私費留学による傾向が見られる。

教員の交流としては、客員教授制度による、海外の教員の招聘と、協定に基づく教員の交換の制度がある。法学研究科が過去3年間に受け入れた外国の客員教員は、2002年度3名、2003年度1名、2004年度2名であり、これらの客員教授のうち、大学院授業科目を担当した教員が、それぞれ2002年度2名、2003年度1名、2004年度1名となっており、本研究科の大学院学生の研究の視野を広げ、国際交流に資する事が出来ている。

（点検・評価の結果）

目標1については、特に本研究科から外国への留学に関して、学部学生に比すると、交換留学制度がうまく利用できていない様子がうかがえる。

目標2については、客員教員の受け入れに関しては順当に達成されつつある。

(改善の具体的方策)

目標1については、本研究科人生が外国留学をするにあたって、交換留学制度をさらに活用できるような体制を整える必要がある。

目標2については、一層の活性化を目指す努力が必要となる。